

# 韓国家庭法院(裁判所)の手続き

## ■ 家族関係登録簿創設許可申請（就籍） ■

韓国に本人及び父母の家族関係登録簿（日本：戸籍簿）が無い人や探せない場合に家庭法院の許可を得て新しく家族関係登録簿を作成するための手続きです。（日本：就籍）

### ◆ 対象者

在外国民（領事館に登録済みの者）で家族関係登録簿がない者、または登録簿の有無が明らかでない者。

家族関係登録等に関する法律の規定による家族関係登録簿の創設は登録がなされていない者についてのみ申請することができ、登録の有無が明らかでない者については登録の有無が判明するまで家族関係登録簿の創設をすることができませんが、領事館で在外国民登録をした者については、家庭法院（裁判所）の許可を得て家族関係登録簿を創設することが認められています。

### ◆ 申請者

家族関係登録簿の創設をしようとする本人です。

### ◆ 申請方法及び添付書類

創設許可申請書（ハングル書式）、領事館発行の在外国民登録簿謄本、日本の住民票、在留カード又は特別永住者書の写し、その他疎明資料を添付しなければなりません。日本語文書は全て韓国語翻訳文が必要です。

申請書は、本人の住所地を管轄する在外公館（大使館・領事館）へ提出します。韓国内の本人が登録基準地（日本：本籍地）としようとする住所地を管轄する家庭法院へ直接郵送で提出することもできます。

不足資料等について家庭法院から連絡がある場合もあり、申請から決定までには3～6ヶ月ほど時間がかかります。

● 韓国家庭法院への申請サポートは、書類作成・翻訳・提出・問合せ対応など一切を致します。

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで韓国家庭法院への創設許可申請を完全サポートしています。